

第25回産業統計部会議事録

1 日 時 平成23年4月25日（月） 14:00～16:00

2 場 所 総務省第2庁舎 6階特別会議室

3 出席者

（部会長）廣松毅

（委員）深尾京司

（専門委員）小針美和、西郷浩、納口るり子、本間正義

（審議協力者）内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
日本銀行、千葉県、静岡県

（調査実施者）農林水産省大臣官房統計部：前原経営・構造統計課長ほか

（事務局）内閣府統計委員会担当室：杉山参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：吉田調査官ほか

4 議 題 農業経営統計調査の変更について

5 議事録

○廣松部会長 定刻になりましたので、ただいまから第25回産業統計部会を開催いたします。

私はこの会の部会長を務めます廣松と申します。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

今回の部会では4月22日の第44回統計委員会において総務大臣から諮問されました農業経営統計調査の変更に関する審議を行います。今回審議に参加していただく委員と専門委員につきましては、お手元に名簿資料4-1を配布しております。

委員、専門委員、それから審議協力者、事務局、調査実施者の順に簡単に自己紹介をお願いいたします。

資料4-1の順番でいきますと、私ですが、先ほど申しました情報セキュリティ大学院大学の廣松と申します。どうかよろしくお願ひいたします。

○深尾委員 一橋大学経済研究所の深尾と申します。よろしくお願ひいたします。

○小針専門委員 農林中金総合研究所の小針と申します。よろしくお願ひいたします。

○西郷専門委員 早稲田大学政治経済学術院の西郷と申します。よろしくお願ひいたします。

○納口専門委員 筑波大学の納口と申します。よろしくお願ひいたします。

○本間専門委員 東京大学の本間です。よろしくお願ひいたします。

○杉山参事官 統計委員会を担当します杉山と申します。よろしくお願ひいたします。

○静岡県 静岡県の武田です。よろしくお願ひいたします。

- 千葉県 千葉県統計課長の宮内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 日本銀行 日本銀行調査統計局、石田と申します。よろしくお願いいたします。
- 国土交通省 国土交通省総合政策局の大熊です。本日は、情報安全・調査課長の中野の代理として参りました。よろしくお願いいたします。
- 経済産業省 経済産業省統計企画室の熊倉と申します。本日は上野室長の代理として出席しています。よろしくお願いいたします。
- 農林水産省 農林水産省の神崎と申します。よろしくお願いいたします。
- 厚生労働省 厚生労働省の雇用統計課長の南でございます。よろしくお願いいたします。
- 総務省 総務省統計局の羽鳥と申します。
- 内閣府 内閣府の経済社会総合研究所の国民経済計算部生産課補佐の飯村です。代理で出席させていただいています。よろしくお願いいたします。
- 吉田調査官 事務局の政策統括官室の吉田と申します。よろしくお願いいたします。
- 内山副統計審査官 同じく統括官室の内山と申します。よろしくお願いいたします。
- 今井事務官 統括官室の今井と申します。よろしくお願いいたします。
- 鶴見企画課長 農林水産省の統計企画課長の鶴見です。よろしくお願いいたします。
- 関専門官 農林水産省経営・構造統計課、関と申します。よろしくお願いいたします。
- 成瀬課長補佐 農林水産省経営構造統計課、成瀬と申します。よろしくお願いいたします。
- 前原課長 農林水産省経営・構造統計課長の前原と申します。よろしくお願いいたします。
- 三浦課長補佐 同じく農林水産省経営・構造統計課三浦と申します。よろしくお願いいたします。
- 廣松部会長 どうもありがとうございました。なお、本日は縣委員が御欠席でございます。

それから、部会長不在時に部会長の職務を代行する部会長代理には、従来から深尾委員にお願いしておりますので御承知おきください。深尾委員、よろしくお願いいたします。

○深尾委員 はい。よろしくお願いいたします。

○廣松部会長 最初に部会審議の方法について、皆様の御了解を得ておきたいと思っております。御承知かと思っておりますが、統計法では基幹統計調査の計画を承認する際の基準が定められております。そこで総務省がその基準に即して農林水産省の計画を、事前審査した結果が資料3-1 審査メモとして本部会に提示されております。

つきましては、変更計画に関する個別の審議は、基本的にこの審査メモに沿って行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります前に、本日の配布資料及び今後のスケジュール等につきまして、総務省吉田調査官から説明をお願いいたします。

○吉田調査官 それでは、資料の説明をいたします。本日の議事次第を御覧ください。4

の配布資料でございますが、資料は4種類ございます。資料1から資料4までございますが、それぞれの資料に枝番がついてございます。

資料1、「統計委員会諮問資料」とございますが、これは便宜につけたタイトルでございまして、先般4月22日統計委員会に諮問した資料の一式でございます。お手元には資料1-1という枝番がついているものから入っているかと思えます。資料1-1ですが、諮問文でございます。1-2が「諮問の概要」、以下調査の概要、調査の利用状況、調査等の構成、それから、1-6といたしまして、前回の答申でございます。

資料2-1といたしまして「基幹統計調査の変更について」という農林水産省の方から私どもの方に申請されたものの一式でございます。

資料3でございますが、「審議関連資料」ということで、3-1から3-4まで。3-1が審査メモ、3-2が審査メモにございます資料でございます。3-3でございますが、私どもの審査メモにおいて農林水産省に説明をお願いしている事項とそれに対する回答が、3-3でございます。3-4といたしまして、農林水産省の方で今回の農業経営統計調査の見直しについて、経緯等を整理した資料でございます。

資料4といたしまして「その他」、名簿と今後の審議予定のペーパーでございます。過不足等ございませんでしょうか。確認をお願いいたします。

今後の審議のスケジュールでございますが、資料4-2を御覧ください。

今回の農業経営統計調査に係る審議でございますが、7月には審議を終わりにしまして、統計委員会の答申を頂きたいというふうに考えております。そのため、部会につきましては、本日を含めまして4回お願いしたいというふうに考えております。本日の1回目につきましては、計画の概要と農林水産省から補足説明を頂いた後に、早速でありますけれども、個別の論点について審議をお願いしたいというふうに考えております。

個別の論点の審議につきましては、私どもの作成いたしました審査メモの内容を説明いたしまして、それにつきまして農林水産省の方から、私ども事前に提示いたしました質問とそれに対する回答をしていただきます。それを受けまして皆様に御審議を頂くという流れを考えております。

本日ですが、標本設計の変更について、審議をお願いしたいというふうに考えております。

5月16日と6月3日に開催します2回目、3回目の部会でありますけれども、順次、個別の論点の審議をお願いしたいというふうに考えております。それぞれの部会におきましては、前回の部会で宿題が出た場合、その整理も併せて行うというふうに考えております。

3回の部会によりまして個別論点については審議していただくわけですが、審議はおおむね3回で終えたいと考えております。その3回の部会が終了した段階で、答申の骨子案を作成します。それを皆様に電子メールで送りいたしまして御意見を頂くというふうに考えております。頂いた意見を踏まえまして答申案を作成して、事前に皆様にお示しするというふうに考えております。

7月1日に開催予定している4回目の部会で、答申案の御審議を頂いて、最終的な取りまとめとしたいというふうに考えております。

なお、スケジュールの関係で骨子案につきましては、作成しないで直接答申案を作成して皆様にお示しするというごこともございますので、お含みおきいただきたいというふうに考えております。

以上、4回の部会審議を経た上で7月15日、これは現在統計委員会事務室の方で日程が未定ではございますけれども、今のところ、7月15日予定ということでございますが、統計委員会におきまして、答申を頂くという予定になっております。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。ただいまの今後のスケジュールに関しまして、何か御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、審議に入らせていただきます。先ほど御説明がありましたとおり、本日第1回目は、まず総務省から諮問の概要について御説明を頂き、引き続いて農林水産省から補足説明をお願いしたいというふうに思ひます。では、諮問の概要につきまして、総務省の吉田調査官から説明をお願いいたします。

○吉田調査官 それでは、資料1-1から1-6までを中心に御説明をさせていただきます。

この農業経営統計調査でございますけれども、皆様御存じだと思いますが、資料1-3に概要がございます。これを御覧ください。この調査は農業経営体の経営の実態と、農畜産物の生産費の実態を明らかにし、農業行政に必要な基礎資料を得るということを目的として実施されております。統計法に規定される基幹統計調査ということになっております。

この調査は、歴史は古くて昭和24年から実施されております。農家経済調査と米生産費調査、そのほかに61年まで随時整備されてきました、畜産物の生産費統計調査、承認統計調査として実施されておりましたけれども、これらを平成6年に統合いたしまして、農業経営統計調査という調査に整理をしたということでございます。

調査は、農業経営体のうち、農畜産物の販売を目的とする経営体を対象としております。

営農類型別の経営統計を作成するための調査として、5,150経営体を対象に実施する調査と、生産費統計を作成するための調査は、4,359経営体ということでございますが、二つの調査から成っております。

後ろに体系図、資料1-5がございます。これは適宜御覧になっていただければと思ひますが、営農類型別の統計を作成する調査につきましては、個別経営体を対象にした調査と組織経営体を対象とした調査に分かれております。更に、組織経営体を対象にした調査につきましては、組織法人経営体調査と任意組織経営体調査に分かれています。報告書は先ほど申しましたけれども、個別経営体の方で約4,600、組織経営体が約600というふうになっています。

一方、生産費統計を作成するための調査につきましては、個別経営体を対象に約4,400

の経営体を対象ということになっております。

農畜産物の販売を目的とする農業経営体を報告者というふうにしておりますけれども、この農業経営体と申しますのは、農林水産省の方で農業経営体を判定する上での、外形基準というのを1990年の農林業センサスから用いているものでございます。それは経営耕地面積が30アール以上、又は1年間における農業生産物の総販売額が50万円以上、そのほか農作物の作付面積等の規模が一定基準以上という農業者をいっております。

農作物の作付面積等の規模が一定基準以上の農業者と申しますのは、例えば施設野菜を栽培している場合であれば、その面積が350平米、あるいは養豚、豚を養っていれば15頭以上というものが基準になっています。

この農業経営体につきましては、経営形態によりまして個別経営体と組織法人経営体、任意組織経営体というふうな整理がなされております。ちょっと戻りますけれども、諮問の概要、資料1-2の1ページ目の下の方に注意書きを入れておりますけれども、個別経営体というものは、世帯を単位に農業経営を行っている経営体。組織法人経営体とは、個別経営体以外の、法人化されている農業組合法人とか会社組織により経営を行う組織経営体ということです。任意組織経営体と申しますのは、個別経営体以外で法人化されていない経営体を指しております。

ついでながら、集落営農という言葉がございますけれども、これは集落を単位として農業生産過程における作業の全部又は一部を共同化、あるいは統一化に関しての合意をした上で農業経営を行っているという経営体をいっております。

調査の説明に戻りますけれども、調査は三つの調査票、現金出納帳、作業日誌、経営台帳から成っております。現金出納帳では、農業・農業生産関連事業・農外事業に係る収入や支出など、それから作業日誌につきましては、人別・部門別・作業別の農業労働時間、生産に使用した資材などを記入してもらいます。経営台帳につきましては、生産概況とか資産の状況、損益の状況等を書いていただくということです。

調査の対象期間ですが、1年間ということでございます。

この営農類型別の経営統計調査を1年間、そのうちの個別経営体につきましては、1月1日から12月31日までの1年間。組織経営体につきましては毎年、決算の対象となった年の1年間。それから、生産費統計を作成するための調査につきましては、生産サイクルに基づく1年間ということでございます。

調査方法ですけれども、調査票を職員が配布しまして、職員、郵送あるいはオンラインによる調査票の回収という方法で行われます。

調査票の提出時期でありますけれども、現金出納帳、作業日誌については随時、経営台帳につきましては、調査期間終了月の翌月ということになります。

調査の流れにつきましては、農林水産省の地方組織を使った直轄方式ということで、本省、出先、報告者という流れになっています。

調査結果の利用状況でありますけれども資料1-4に利用状況を整理してございます。

行政施策上の利用、それから他の統計における利用と白書における分析での利用という三つの体系に分けております。

まず、行政施策上の利用です。五つほど挙げておりますけれども、「食料・農業・農村基本計画」の中で、「農業経営の発展のための展望モデル」というのを示しておりますけれども、この作成に利用する。「農業者戸別所得補償制度」の交付金の算定ですとかその交付金の農業経営への影響ですとか、その分析、制度の検証といった資料に利用するというところでございます。

また、麦や大豆、原料用のばれいしょ、てんさいといった諸外国との生産状況格差を補填するための交付金を農林水産省の方で出しておりますけれども、その交付金額算定のための基礎資料ということにもなります。甘味資源作物ですとか国内産糖、でんぷん原料用いもなどの交付金についても、同様に算定資料ということで、いわゆる各種行政価格の算定に使われているということでございます。

更に、国民経済計算ですとか産業連関表を作成するための基礎資料ということにもなっております。「農業・食料関連産業の経済計算」の作成にも使われているということです。それから、「食料・農業・農村白書」といった白書での分析に使われるということでございます。これまでが一応調査の概要でございます。

次に今回の調査計画の変更の概要につきまして、諮問の概要「3 主な変更内容」を御覧ください。

主な変更内容ですが、まず調査体系の変更ということでございます。この調査体系の変更につきましては、二つ変更点がございます。1点目は戸別所得補償制度の制度設計を緊急に行う必要があるということで、農業経営統計調査の対象となっていない作物、具体的には、なたね、そば、大麦類ですが、その生産費を把握する目的で一般統計調査として実施されています「なたね、そば等生産費調査」の個別経営体に係る部分を農業経営統計調査に統合するというものでございます。

それから、営農類型別経営統計を作成するための調査の中で、任意組織経営体を対象にする調査については、従前、水田作と畑作を対象に調査をしておりましたが、その調査の効率化、重点化を図るために、水田作を集落営農として行っている経営体のみを対象とするということでございます。これは資料1-5の2枚目の「変更後の調査の構成」を御覧になっていただくと分かります。

二つ目の変更が標本設計の変更です。この調査は、5年ごとに実施されております農林業センサスの結果に基づきます母集団情報により、標本設計を行っております。2010年に実施されました世界農林業センサスの結果の整理が終わりまして、新しい母集団情報が整備されるということでございまして、それに伴って新しい標本設計を行うということでございます。その際、従来の農政の方針であった担い手層中心のものから、その考え方を見直しまして経営規模の大小に関係なく、各階層の状況を適確に把握することができるような標本設計に変更することとしております。これは経営規模の大小を問わずに生産費の補

償を行う戸別所得補償制度などの政策が展開されるということになったのに対応するというところでございます。

3点目でございますが、調査票の変更でございます。今回、調査事項の変更はございませんが、調査票が、従来、経営台帳なのですけれども、内容が詳細でなおかつ多岐にわたるといふことと、個別経営体、組織法人経営体、任意組織経営体といった経営形態ごとに報告内容が異なるにもかかわらず、1冊の帳票として設計がされておりました。これにつきましては、非常に記入する側の負担が大きいということで、これを軽減を図るといふ観点から、それぞれの経営形態別に調査票を分割するというようにしております。

4点目は、調査方法の変更でございます。内容的には決算書類の活用等でございます。従来報告者の自計方式のほか、農林水産省の職員が報告者のもとを訪れまして、決算書類等を閲覧いたしまして、その内容を調査票に転記する方法によって行っておりましたけれども、これに加えまして、報告者の負担軽減と正確性の確保を図るといふ観点から、協力が得られる報告者につきましては、決算書類などを農林水産省に郵送してもらいまして、農林水産省の職員が事務所で調査票を作成するという方法を導入するということにしております。

それから、オンライン調査の導入ということでございます。これは協力が得られる報告者につきましては、表計算ソフトで作成した調査票を電磁的記録媒体として提供するというところでございますけれども、この表計算ソフトで作成した調査票のほかに、郵送あるいは職員の訪問で提供をもらっておりました普及会計ソフトのデータを、インターネット回線を通じて提供してもらおうということも、一つの選択肢として追加するということでございます。

最後に、報告者に対する還元資料を充実させるということでございます。農業経営統計調査といいますのは、一度当たりますと5年間ずっと報告をしなければならないということで、非常に負担の重たい調査ということがいえると思います。それにつきましては、報告者、経営体の協力と理解が必要だということで、全ての報告者に対しまして、農業経営統計調査の結果につきまして、時系列比較や全国又は同一地域の同一規模層での比較が分かりやすく把握できる資料を提供して、理解と協力を得るといふことを予定しております。

以上が、諮問の概要でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。4月22日に諮問されました内容に関しまして、説明を頂きました。

それでは、続きまして農林水産省の方から、補足説明をお願いしたいと思います。その後、御質問、御意見等をお受けできればと思います。では、農林水産省の前原経済・構造統計課長から補足説明をお願いいたします。

○前原課長 御紹介いただきました前原でございます。ただいま調査官の方より丁寧な御説明がございましたので、重複をできるだけ避けるような形にしたいと思います。

お手元の資料3-4、横長の「農業経営統計調査の見直しについて(案)」に基づいて御

説明させていただきたいと思います。

目次を見ていただきますと、二つの構成からできております。Ⅰでは、農業経営統計調査の概要、見直しを何回かしておりますので、その経緯を簡単に御説明します。それから、Ⅱは、今回の農業経営統計調査の見直しのバックグラウンド、それから、諮問の概要で五つの変更点がございましたけれども、その変更点について図を活用しながら御説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、Ⅰです。農業経営統計調査は、二つの調査から成っています。営農類型別経営統計、それから農畜産物生産費統計でございます。

営農類型別経営統計は、左下に営農類型別経営統計の種類が書かれてございますけれども、10 類型ございます。この 10 類型について、一つは農業部門の経営収支を把握するという。それから、農業生産関連事業収支、これは経営多角化ということで、農業者もいろんな取組みをしていること。最近では 6 次産業化を推進しておりますので、個別の経営体、組織の経営体で農産加工、あるいは農家レストラン等についての農業生産関連事業に係る経営収支を把握するということでございます。そのほかに、勤め先収入や年金等収入の農外収支とこの三つにつきまして把握するということでございます。

それから、農畜産物生産費統計でございますけれども、これは、御存じのとおり、新政権になりまして、「農業者戸別所得補償制度」が導入されまして、この交付金単価の算定に極めて重要な役割が出てきているということでございます。

簡単に戸別所得補償制度の基本的な考え方を申し上げますと、恒常的に生産コストが販売額を下回っているような品目、それから自給率が低い品目などについて、生産費の過去数年間の平均と販売価格を比較考量いたしまして、その差の部分を交付金の単価として算定することでございます。ちなみに、米につきましては、15,000 円という交付金を、基本部分として設定をした背景がございます。いずれにしても、この 15 品目について生産費統計調査をこれまでやってきたということでございます。

続きまして、2 ページでございます。先ほども体系のお話ございましたが、農業経営統計調査は、個別経営体、組織経営体の二つに分かれるわけでございますけれども、数字的な経営体数になりますが、2010 年の世界農林業センサスで申し上げれば、総農家数が 252 万戸でございます。これは 2005 年の総農家数から 30 万戸以上減っているわけでございますけれども、そのうちの販売を行っている経営体が、168 万経営体になっています。そのうち、個別の経営体が 165 万。組織経営体が約 3 万ということになります。このうち、一定の要件を満たす農業経営体を母集団としまして標本抽出をして、経営収支を分析しているということでございます。

それから、農畜産物生産費統計は、15 品目で実施しておりましたが、民主党のマニフェストの中で、戸別所得補償制度の交付対象品目になたね、そばを加えるということがうたわれておりましたため、なたね、そば生産費につきましては、去年急遽、一般統計調査としてお願いをいたしまして、「なたね、そば生産費調査」を行ったということが背景にご

ざいます。

調査客体全体は営農類型別経営統計、農畜産物生産費統計、この二つを合わせまして8,600 客体をお願いをして、一般統計調査のなたね、そばにつきましては300 客体でございます。

3 ページに参ります。3 ページは本調査の実際の流れでございます。現金出納帳、作業日誌の調査簿になりますが、非常に分厚い本のような日々の日記帳みたいなものを調査客体にお配りをして記帳をお願いする方法のほかに、固定資産、すなわち農業機械等の装備状況を管理する経営台帳がございます。

この三つについて調査客体をお願いをしているわけですが、職員がおおむね3 か月に一度訪問回収をさせていただくということでございます。ただ、これは、職員の人数が、後ほど御説明申し上げますけれども、非常に少なくなっているということで、郵送回収をお願いしてきた経緯がございますけれども、この郵送回収がなかなか進んでいないという実態がございます。これをどう改善するかということが、一つの見直し方策でございます。

いずれにいたしましても、こうやって回収いたしましたものを末端の統計・情報センターでシステム活用により、1 年間の経営結果を集計するというところでございます。それを本省段階にデータ送信いたしまして、水田作の場合でございますけれども、規模別も含めて、①から④までのような部門収支、総所得、労働時間等を算定する。それから、米生産費については、作付規模別の生産費、作業別労働時間等々について作成をするということでございます。

4 ページはこれまでの経過を簡単に示しておりますけれども、平成16年から平成20年、これが大きな変更でございました。一つは、標本数が約13,000 から9,000 弱に変わっております。実はこのときに私ども統計の職員に対する総人件費改革というのが導入されまして、平成17年から、4,400 名の職員を半減するという国の全体の方針が決まりました。

この状況の中でどのような効率化が図れるかということで、平成20年の段階では、これまで月別収支でも把握を行っていたが、これを年間に1本にする。それから品目別経営統計も廃止する。このように標本数を減らす対応を図ってきた。また、調査の手法としても、一定の効率化を図る手法を導入した。あるいは、牛個体識別番号、これは家畜改良センターでデータ管理しておりますけれども、これを活用する見直しを行いました。

更に平成22年は、やはり農業経営統計調査が職員人数との関係で厳しいということで、営農類型の10 類型について個別経営体、組織経営体の露地花き作からブロイラーまでを大きくくり化してはいかかかという提案をさせていただきました。

しかしながら、やはり基幹統計として公共財的なものにつきましては、引き続きやるということが重要ではないかという答申を頂きました。その際、併せて調査方法の効率化、重点化などいろんな方法を考えるべきというような御意見も頂いております。これも後ほど御説明いたしますけれども、今回の見直しの背景になっているということでございます。

5 ページに参ります。青色で三つ書いていますけれども、農業経営統計調査の見直しのバックグラウンドである三つの要因です。一つは、「食料・農業・農村基本計画」が平成 22 年 3 月に閣議決定され、戸別所得補償制度を農政の柱にいたしました。したがって、一般統計調査として「なたね・そば等生産費調査」を緊急的に行ったわけですが、こういったものについて基幹統計化できないかということが 1 点でございます。

それから、現在の農業経営統計調査は 2005 年の農林業センサスをベースにしておりますけれども、2010 年の世界農林業センサスの確定値が出ましたので、新たな母集団情報の整備を行い、これに基づく標本設計のあり方をどう考えるかということでございます。

3 点目は、平成 22 年の見直しの諮問に対する答申において示された課題がでございます。ここに三つほど書いておりますけれども、会計ソフト情報を効果的に調査情報として活用する方策の検討。あるいはオンライン調査の導入。それから、3 点目として、調査客体に対してフィードバックする。それを通じて調査の精度を向上する。そういった有効な方策を検討すべきではないか。この三つが答申されたということでございます。

6 ページでございます。調査体系の変更ということでございますけれども、なたね、そばを一般統計調査で実施しておりますので、これらのものを農産物生産費統計の基幹統計に入れるということでございます。したがって、今現在 15 品目で行っているものを 20 品目で行うというのが一つの提案でございます。

それから、任意組織経営統計、先ほどもお話ございましたけれども、水田作と畑作、水田作の集落営農ということで調査を実施してきたのですが、任意組織経営体における集落営農の急速な変化、また、畑作のウエイトの低下等々ございまして、調査の効率化の観点から、今回は水田作の集落営農に任意組織経営体の経営統計は変更させていただくということが、御提案の一つでございます。

7 ページに参ります。標本設計の変更につきましては、二つございます。一つは、2005 年の農林業センサスの母集団情報が 2010 年に変わりましたので、新しい母集団をベースに変えるということです。それから施策の変化に応じて標本抽出のあり方に変更を加えたということでございます。御存じのとおり、現行の戸別所得補償制度の前の水田・畑作経営所得安定対策においては、担い手層に施策を集中化、重点化ということが強く打ち出されておりました。それを受けた形で、平成 20 年からの調査では、担い手層と担い手層以外に区分した標本設定を行っていました。

例えば水田作につきまして申し上げますと、北海道と都府県で区分しておりますけれども、担い手層は 5 ヘクタール以上、担い手層以外は 5 ヘクタール未満、都府県で申しますと、担い手層は 2 ヘクタール以上、2 ヘクタール未満が担い手層以外ということで、そういう区分をそれぞれの品目、生産費も含めて行いまして、目標精度も当然のことながら、担い手層を高くする設計としたところであります。今回、戸別所得補償制度が経営規模にとらわれず、全ての農業者を対象とした農業施策に変更したということで、標本設計においても経営規模にかかわらず一定の階層ごとに最適な配分をしながら、標本抽出を行うと

いうこととでございます。

つまり平成 20 年以前の考え方に戻すということになります。

8 ページでございます。調査票の変更でございます。これは二つ掲載しておりまして、上の方につきましては、調査官より御説明がございました。個別経営体、任意組織経営体、組織法人経営体ごとに 1 冊になっているものを、それぞれの調査客体の状況に応じて分割するというところで効率化を図る。

それから、下の作業日誌でございます。「作業時間」と「生産費に使用した資材」が別表になっているということが、かなりの記帳漏れを招いているということが判明いたしました。そこで右側でございますように、「作業時間」と「生産費に使用した資材」を関連付けた様式に変更することをいたしました。これが調査票の大きな変更点でございます。

9 ページ、10 ページは、前回の答申におけるさまざまな課題に対する私どもの見直しの考え方でございます。決算書類等については、職員が訪問して転記をしていくというようなことがございました。普及会計ソフトデータについても同様でございましたけれども、今回、オンライン若しくは郵送で職員の職場に送っていただくことが可能な場合には、そういうものを活用して、職員が記載をしていくということとでございます。

それから、調査票そのものが、紙ベースでございましたので、電子調査票を新たに作りまして、その活用ができる方にはオンラインでお願いしたいということとでございます。このオンラインにつきましては、私どもは一定の調査客体にアンケートをさせていただいたのですけれども、大体 6 割ぐらいはパソコンを保有しているとの御回答でございます。したがって、こういったことも活用可能だというお答えを頂いていますが、一方で、セキュリティについてかなり御懸念がございますので、ID、パスワード等のセキュリティ対策を施した上でオンラインの導入を講じていきたいということとでございます。

下から 2 番目の前年調査結果の有効活用でございます。これにつきましても、毎年毎年の記載なのですが、前年がどうだったのかというようなことを比較したいという声がありました。これは別表ではございますけれども、作業日誌等をお配りするときに、前年調査結果について個別にお渡しした上で、有効に活用をしていただいて、その年の調査を記録していただくということとでございます。

郵送回収でございますけれども、平成 20 年から導入を図ったところでありましたが、現実には郵送回収がなかなか目標には達していないという状況でございます。一つはこういった資料が信書扱いということで、簡易書留での郵送が義務付けられているということとでございます。都市部ですと土日も開いている総合郵便局がございますけれども、田舎にはなかなかないということもありまして、このことも郵送回収が遅れている理由と判断いたしまして、昨年からでございますけれども、郵便局が調査客体まで集荷する特定封筒郵便、通称レターパックというものが導入されましたが、これを活用する。これによる郵送回収の促進を図っていきたいと考えている次第でございます。

最後に、報告者への還元資料の充実という点でございます。私どももこういった意見を

頂きまして、現状を把握してまいりました。確かに、個別の職員と調査客体の一対一のこととございますので、各職員ごとには一定の還元を行っていますが、今後は統一的な形で、還元資料を提供する。あるいは調査客体の要望把握をする。というのは、やはり地域ごとに差があったということとございます。そのため今回、調査客体からの要望を把握することにいたしました。一部でございますけれども、還元資料要望の一欄ということで、いわばメニュー化して10ぐらいの例を出すということと、そのほかに、何か御要望があればという欄も設けて、いわば準オーダーメイド的な還元ができればと思っております。この内容につきましては調査結果の概要、もちろん還元でございますけれども、時系列的に全国の中で、あるいは地域の中で、階層規模の中で、自らの経営がどのような位置付けにあるのかといった分析資料も提供していきたい。あるいは、行政施策のいろんな関心のデータについても提供していきたい。

そのことによって調査協力意識の向上、実は分厚い調査票の謝金については、2万円程度ということなのでございますけれども、それを超えるメリットを享受していただくような努力を、私どもは続けていきたいと思っている次第です。

長くなりましたけれども、説明を終わらせていただきます。

○廣松部会長 ありがとうございます。以上、諮問の説明、補足説明をしていただきました。ただいま説明がありました内容についての詳細な議論は、基本的にこれから行います、個別事項の審議の中で行いたいと思っておりますが、総論的なお話で、特にここで発言をしておきたいという方がいらっしゃいましたら、どうぞ御発言いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

説明の中にもございましたとおり、大変歴史的にも古い調査であり、農業に関する基本的な統計であって、その意義というか重要性は極めて大きいものがあるかと思っております。ただ、いろいろな統計環境の変化というのでしょうか、それらを踏まえて今まで何回か大きな改革が行われてきた調査でございます。

同時に今回政権が新しくなって農家への戸別所得補償の問題が出てきて、それに対応する必要も迫られているということだろうと思っております。

本間専門委員。

○本間専門委員 統計をどう考えるかということで、以前の議論の中でも公共財的な性質としての統計というものを非常に重要視するという発言も、ずっとあったかと思っております。農業行政に必要な基礎資料を得るということは、非常に重要だということはもちろん承知しているのですが、公共財的なことから言うと、まさに連続性といいますか、統計の連続性が、前回も変わって今回もとに戻すのだから、それでいいんじゃないかという見方ももしかしたらあるのかもしれないけれども、そのあたりに対するケアといいますか、あるいはそれをきちんとユーザーに周知せしめればそれでいいのだというふうに考えるのか。

今後、戸別所得補償制度にしても何にしても、変わる可能性がまたあるわけですね。そ

の都度統計の方をそれに合わせて見直していくということを基本としていくのか。それとももう少し公共財的なところを押さえて、それで微調整というか、今回は微調整といえど微調整なのかもしれませんけれども、そのあたりについて基本的に農業統計をどう考えるかということについて、もしお考えが農林水産省さんの方であれば、ちょっとお聞かせ願いたいということが1点。

もう一点は、今回触れられなかったのですけれども、東日本大震災がありまして、サンプルとして当たっているところがあると思うのですけれども、そのあたりの対処について、これは個別のところでも議論されるのだとは思っているのですけれども、この時点で何か大きくくりの中で、方針等がございましたら、お聞かせいただきたい。その2点です。

○前原課長 今、御指摘いただきましたように、統計自体は基幹統計でございますし、まさに平成22年の段階で公共財としての重要性というのを改めて御指摘も頂いたわけでございますけれども、おっしゃるとおり、統計の連続性、施策というものにかかわらず、そういう施策に反映するような、施策を見出すような農業基礎資料として常にその連続性を加味しながら、私どもは把握をしていくべきと思っています。

その意味で前回の委員会において、連続性についての議論があったように聞いていますけれども、今後、できる限り連続性を主に置いていきたいと現時点で考えております。

しからは、連続性という場合にどうなるかといいますと、2ヘクタール層未満の方々が標本設計上はたしかに増えてくることになります。そうすると、5年前はやめたにもかかわらず、もう一度お願いというような、そういったことが現場、現場では出てくる可能性があるのではないかとということも、やや危惧しております。そこは非常に丁寧な形で御説明をし、基礎資料として今後とも非常に重要なのだという、あらゆる政策に対応できるような経営調査というようなあり方に、もちろんさまざまな局面で一定の見直しが必要な部分はあるかもしれませんが、その基本の部分につきましては、変更をできるだけしない方向で私どもは検討していくべきではないかと思っています。

それから、今2点目にございました東日本大震災の話につきましては、後ほど標本設計の議論のところでも、御示唆があらうかと思っておりますので、そこでまとめて御説明申し上げたいと思います。

○廣松部会長 はい。よろしいでしょうか。どうぞ、納口専門委員。

○納口専門委員 納口でございます。ここでお返事を頂くのか。あるいは後でお答えいただくのかちょっと分からないのですが、質問だけさせていただきます。2点ございます。

1点は、私は大変不勉強で何度かお聞きしているような気がするのですが、そのたびに混乱してしまうのですが、世帯と世帯以外という区分ですが、世帯であるかないかということが個別経営体は、世帯を中心に行っている経営であると。ここではいわゆる農家と一戸一法人が入るといふふう承知しているのですが、組織経営体の方には、それ以外の組織法人経営体と任意組織経営体が入ると。

私がいつも混乱してしまうのは、個別経営体の一戸一法人と組織法人経営体との境目と

というのが、雇用を徐々に拡大していったときに、家族員と雇用の人数がどちらが多いのかというところで見るとか。あるいは役員が家族員だけなのかというところで見るとか。そのところをもう一度確認させていただければありがたいと思います。

2点目でございます。これも私が大変不勉強なのですが、資料3-4の③ページですが、農業経営統計調査が従来の農業経済調査と生産費調査という二つのものが、平成6年に一緒になったというお話でございました。経営体として見る場合は、経営全体の現金出納であるとか作業日誌、経営台帳というところになると思うのですが、今度、作物ごとの生産費統計ということになりますと、これは、その関連する作物のところだけになるわけですが、この二つのものが一緒にはなっているのですが、例えば生産費をつかむ方の統計でも経営全体の数値をつかむのかどうか。あるいは部門だけのデータをとるのか、その辺のところを少し補足をどこかでしていただけるとありがたいなと思っています。以上2点でございます。

○廣松部会長 この点は、いかがですか。今、それとも次回お答えいただけますか。

○成瀬課長補佐 納口専門委員から言われたのは、一戸一法人と組織法人経営体の差のところだと思うのですが、これについては、私どもの母集団は農林業センサスに基づいて分けております。したがって農林業センサスの規定を、もう一度確認させていただきたいと思います。一般的には家族で経営し法人化しているものを個別経営体の方に入れていて、それ以外の組織化している法人がいわゆる組織経営なのですが、おっしゃるように雇用をどんどん増やして行って、どの時点が家族経営でどこが組織かということにつきましては、農林業センサスの方できちんと決められていると思いますので、後ほど御回答させていただきたいと思います。

2点目の生産費につきましては、その品目についてのみです。したがって経営全体については把握しておりません。ただし、我々は、標本共有をしておりますから、例えば営農類型をやってその一部として生産費を取り出すということもやっていますので、そういった客体については、当然経営全体があって生産費が分かるというものもあるということです。ただ、基本的には生産費調査はその生産費の品目だけを調査しているということになっています。

○廣松部会長 どうぞ。

○深尾委員 私は経済学者なので各経済主体というのは、自らの利益を最大にするように行動するという、割とせちがらい視点で見ますので、もしかしたら偏った意見かもしれませんが、この結果を戸別所得補償制度に直結させて利用されるとすると、回答者としては、自分が属する属性の農家が余りもうかっていないというふうな結果が出るように行動するインセンティブがあると思うのですが、もちろん数十軒聞かれる、20軒とかそのグループについて聞かれるのであれば、個人で影響するという可能性は低いといえれば低いわけですが、どうしても、例えば費用とか投入は多目で、アウトプットは少な目に、そういうバイアスが生じる危険というのはないのでしょうか。

○成瀬課長補佐 この問題につきましては、私どもの生産費の場合は、昔、米の価格を決めているときから、米生産費調査というのは使っておりまして、まさしく直結して使ってきた。深尾委員がおっしゃるような問題は当然出てきます。ですから自分のコストが多くかかっているように見れば、その分、価格が高くなるという。そこで我々は専門的知識を持つ職員が、これだけの面積であれば、これだけの労働時間である、またこれだけのコストであるということをしちんと把握した上で、書いたものについて検証をして、バイアスが生じないようにしているということをございます。したがって我々はこの調査については、専門的知識を有する職員で調査をやらせていただいているということです。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。あるいはまだ御意見等あるかと思いますが、時間の関係もございますので、個別審議のところでもた御発言を頂ければと思います。

それでは、最初に吉田調査官の方から説明がありましたとおり、資料3-1に審査メモがございます。この審査メモの順番ですと、初めに調査体系の変更についての議論を行うことになるのですが、専門委員のうち標本設計の御専門でいらっしゃる西郷専門委員が、次回御欠席というふうに伺っておりますので、本日は標本設計の方の議論を先に行いたいと思います。資料3-1の5ページのところになります。

それでは、資料3-1の審査メモに沿って、吉田調査官から説明をお願いいたします。

○吉田調査官 審査メモ5ページのところをございます。太枠で囲ってございます。これは、諮問の概要のところ。主な変更内容、同じ内容をございますけれども、今回、標本設計の変更につきましては二つございますということで、まず「5年ごとに実施される農林業センサスの調査票情報に基づく最新の母集団情報が整備されたことを踏まえ、標本設計を見直す」ということをございます。

これにつきましては、私どもの方で審査した結果をございますが、従前から農林業センサスの結果から得られる情報を母集団としているということで、5年ごとに農林業センサスの結果の情報が更新される都度標本設計の見直しを行っているというのが、この調査の過去からの経緯をございます。

今回も従前同様に、最新の農林業センサス、今回は2010年の世界農林業センサスをございますけれども、その情報が取りまとめられたということを受けまして、母集団を見直すということをございますので、見直すこと自体につきましては、適当であるということをございます。

二つ目、この標本設計につきましては、従前、施策の対象がいわゆる担い手に集中化・重点化されていたということで、担い手層に厚くなるように設計されていた。しかし、経営規模の大小を問わない戸別所得補償制度の施策ニーズに対応できるようにするため、各階層がより適確に把握できるよう、標本設計を改める。同時に主要作物である米、小麦、大豆に係る生産費統計に関する調査につきましては、より精度の高い地域別と作付規模別のデータを提供するために標本数の拡充を行うということが変更内容をございます。

これにつきましては、標本設計を行うに当たりまして、補償制度が経営規模を問わない

ものであるという点を踏まえまして、従前のような担い手層に厚くなるような設計を改めるという点については理解できるということでございます。

しかしながら、今回の標本設計が政策的な転換があったということで、その政策に求められている趣旨に沿った適切なものとなっているかについて、検討が必要ではないかというふうに考えます。

参考ということで、米、小麦、大豆の目標精度の変更について表を用意してございますけれども、変更後に2ヘクタール未満、2ヘクタール以上というところが、一つの目標精度ということに整理されているということでございます。

この関係資料といたしまして、審査メモの別添資料ということで、資料3-2がでございます。これに別添資料1の(2)の①②のところ資料がでございます。それから、③です。ということですので、それも参考にさせていただければと思います。私からは以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。今回の標本設計につきましては、2010年の農林業センサスの情報が利用可能になったということから、それに基づく母集団情報の変更、そして戸別所得補償制度に対応するための設計の考え方の変更という、大きく二つ論点があるようでございます。このほかにも、先ほども御説明がございましたが、先般の東日本大震災を受けて、どのような対応方針でおられるのかという点も、皆さんの関心事項であると思います。

それでは、そのような点も踏まえまして、農林水産省の方から補足説明をお願いいたします。

○前原課長 それでは、今お話がございました審査メモの別添資料1の(2)の①でございます。この表でございますけれども、営農類型経営統計に関する調査と、下に生産費統計に関する調査、これに基づきまして、今回変わります標本の設計、配分の考え方について、簡単に御説明申し上げたいと思います。

平成21年9月の答申後というところ、これは現行でございまして、一番下の5,151がでございます。これを右側の網掛けに変えまして、全体を5,150となるのですけれども、一つ一つが、先ほどの審査メモでもございましたけれども、従前は、水田作、畑作、野菜作につきましても担い手層と、担い手層以外、すなわち水田作については、都府県でいえば2ヘクタール以上、それから2ヘクタール未満で、それぞれ目標精度を決めて、担い手層以外は目標精度が低かったわけでございますけれども、今回はそれを一本化いたしまして、水田作全体について目標精度をこのようにしよう、畑作はこのようにしようという形で、これは政策担当部局と重要性なりを判断しながら、目標精度を定めまして、その目標精度により2010年センサス母集団情報から抽出をそれぞれ品目ごとにやっていった結果が、右側の表だということでございます。

ほぼ変わりませんが、若干水田作あるいは採卵養鶏、ブロイラー、個別経営体で増えています。

任意組織経営体そのものについては、これは水田作、畑作の部分が中心になりますので、

ここで大きな変更がございますけれども、トータルとしては5,150で営農類型別経営統計については変わらないということでございます。

次のページでございますけれども、これが生産費統計でございます。生産費統計は平成21年答申時においては変更がないということで、それ以前のものでございますけれども、ここでお気づきのとおり、下の方を御覧になっていただきますけれども、「なたね、そば等生産費調査」がございます。なたね、そば、二条大麦、六条大麦、はだか麦につきましては300でございますけれども、これは一般統計調査で行われていたものでございます。これを2010年の世界農林業センサス及び情報収集により整備した母集団にて抽出し直しまして、右側の若干数字が違いますけれども、なたね、そば、二条大麦、六条大麦、はだか麦、トータルで三百数十だったと思いますけれども、これが加わっているということが、一つ特徴的に言えると思います。

この上の、農業経営統計調査の米、小麦、大豆につきましては、土地利用型の重要品目ということで、現行との比較で約200程度ずつプラスになっているわけでございます。この標本数を上げた理由は、先ほども申しましたように、戸別所得補償制度は、規模にかかわらず全国一本の交付金の単価ということでございましたけれども、これを決める過程においては、やや外部でも議論があった。すなわち、地域によって生産の状況が異なるのではないかというような議論があった。最終的には全国一本でございましたけれども、そういったことも踏まえまして、地域別にも精度の高い生産費調査がある程度できるように標本数を、この部分については増やしたということです。

そのなたね、そばと今の米、小麦、大豆の三つを合わせまして、トータルでは現行の3,796から4,359戸ということで約600近くが生産費調査に関しては増えているというのが実情でございます。

今申し上げましたのが、2010年の世界農林業センサスに基づく母集団、正確に申しますと暫定値をもとに策定したものでございますので、確定値がつい最近出ましたので、これをもとに精査をするということだったわけですがけれども、今回東日本大震災が発生し、この震災を受けた形でどのような対応を採るべきかというのを、今、検討しているわけですがけれども、その考え方について、一番下の席上配布という一枚紙を配らせていただきましたので、御覧いただければと思います。

ここに「標本設計上での対応」というふうに書いております。実は東日本大震災、ここで東北の青森県から茨城県のあたりまで波線を打っておりますけれども、私どもは東日本大震災を受けまして急遽、衛星画像、国土地理院による地震の浸水範囲概況図等を活用し、いわば津波によって耕地が流出した。あるいは冠水等の被害を受けた農地の推定面積というものを3月末の段階で出ささせていただきました。全体で23,600ヘクタールと発表させていただきました。ただ、それ以外に地割れ、場合によっては液状化、それから今回は福島県の原子力発電所の関係で、避難区域と申しますか、そういったいろいろな区域が20～30キロ圏内に定まってきておりますので、まずはそういった被災地をどのように特定す

るかということ、急がなければいけないというふうに思っています。

当然その地域の客体をどうするかということなのですが、まずは被災地の中の集落単位で特定をしていく。その集落単位で特定した場合に、その集落単位に存在する母集団から経営体を除外していくということをしていきたいと思っています。

その上で再整備後の母集団を整理しまして、営農類型別、もちろん、生産費別にも含めて標準偏差を再計算して、見直し後の目標精度を再計算するのですが、見直し後の目標精度自体は、現在、お示ししております営農類型別の目標精度を維持するという考え方で対応していきたいと思っています。

これは平成24年1月からの調査でございますので、こういった標本設計そのものについては、ぎりぎり平成23年8月くらいまでには終了しなければいけないと思っています。

その上で、今度は現場段階になるわけでございますけれども、平成24年1月以降の調査客体を選定し、それから確認作業をしていく。その調査客体をお願いをしていくという行動を9月から12月にかけて行っていかなければいけないということでございます。いずれにいたしましても、現在の2010年の母集団情報をもとに被災地の特定を急ぎ、先ほどの衛星画像は別ですが、現場、現場で把握が難しいところがございますが、いずれにしても8月までには再整備後の母集団を整理した上で、もう一度標本設計をし、抽出した調査客体に現場段階で当たって御協力いただけるかどうかということの作業を展開していきたいというふうに考えているという次第でございます。以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。まず今回の変更の基本的な考え方、東日本大震災の影響を考慮した、これからの対応に関して御説明を頂きました。それでは、標本設計の変更に関しまして御意見、御質問を頂きたいと思えます。西郷専門委員、お願いします。

○西郷専門委員 最初に確認なのですが、比較的経営規模の小さい都府県でいえば2ヘクタール未満の耕地しか持っていないところについても、正確に調べるようになったということで、標本の設計、目標精度が変えられたということなのですが、層別は今までと変わらないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○前原課長 基本的に変わらないと。

○西郷専門委員 層別は変わっていない。主に耕地面積に基づいて層別がされていて、それが別添資料1の(2)③を見ればよろしいわけですか。

○前原課長 そうです。

○西郷専門委員 ここで書いてある階層1、階層の2、階層の10ないしは11という区分は今までと変わっていない。目標精度の方は、どこを見れば全部分かるのかというのが、分からなかったのですが。

○前原課長 目標精度については、現行の目標精度との比較考量がされていないので恐縮でございますけれども、審査メモ別添資料の1(2)②の4ページに今回の目標精度が書いてあります。4ページが個別経営体、6ページが組織法人経営体、9ページが生産費統計の標本数ということです。

○西郷専門委員 分かりました。そうすると、別添資料1(2)②の2ページのところ別添資料1の(2)このところを見ると、現行3,766が見直し後には500ぐらい増えるという形になって4,359です。これが主に増えたのは、規模の比較的小さい、都府県でいうと2ヘクタール未満の耕地面積のところを主に増えてこれだけの数になった。そういうわけではないのですか。

○前原課長 そういう部分の一つあります。標本数でいわば2ヘクタール未満階層を増やしましたので、これを階層別に見た場合にどうなっているかと申しますと、その次の細かい表の別添資料1(2)③の6ページを御覧いただければ分かるのですが、先ほども申しましたが、米、麦、大豆は地域別にも精度を高めるために、絶対数をそれぞれ200戸程度増やしたということがありますけれども、規模別に見ても、2ヘクタール未満層を増やしているということもございますので、2ヘクタール以上が若干ではございますけれども、少し減っている部分がある。ただ、トータルとしては、米生産費の場合は見直し後の標本数が191増えているということになります。

○西郷専門委員 はい。どうもありがとうございます。御対応として層別は変えずに、層ごとの目標精度を変えるという形で対応するというのが、多分、妥当な対応だと思います。今回の御対応で私はいいのではないかと思います。

問題は、サンプルサイズが増えてしまうので、費用がそれだけかかるという、その予算の手当というのが行えているのかどうかというところが、ちょっと心配です。

○前原課長 平成24年からですので、対応しているということでございます。

○西郷専門委員 分かりました。私は以上です。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。これは単純な質問なのですが、今の別添資料1-2(2)①、ページは打っていないところで、ちょっと見てよく分からなかったのが組織法人経営体と任意組織経営体との両方に、水田作というのが出てくるのですが、これはどう違うのでしょうか。

○前原課長 別添資料1(2)①ですね。これはいわゆる任意組織経営体の水田作の集落営農とそれから水田作の集落営農以外というふうに、ちょっとこの表では分かりにくいですが、そういう整理をしていたということです。

○廣松部会長 水田作の集落営農とそれ以外ということですか。

○前原課長 それと畑作のこの3本柱であったということです。

○廣松部会長 はい、分かりました。組織法人経営体のも同じですか。

○前原課長 同じ考え方です。

○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。

○小針専門委員 今のところで細かいところですが、任意組織経営体のところは、上の236が集落営農になると。

○前原課長 そうです。

○小針専門委員 上の組織法人経営体のところの水田作が二つに分かれているのも、上が

集落営農という形になりますか。

○前原課長 そうです。

○廣松部会長 基本的な考え方として、母集団が新しくなり、アップデートされたということと同時に、戸別所得補償制度のための情報を得るために2ヘクタール以下の層に関して標本を厚くしたというのが、今回の標本設計の基本的な考え方だと思います。もちろん今の集落営農以外については今回は中止をするという計画になっています。

よろしいでしょうか。

2番目の現実的に大きな問題として、今回の東日本大震災の影響にどう対処するかというところでございますが、とりあえず席上配布として配っていただいた考え方に基づき、これから被害を受けたところに関して、被災集落に存在する経営体は除外をしていく。その上で改めて調査客体の選定、確認作業を行うということでございますが、この考え方に関して、御意見ございますでしょうか。

○深尾委員 マクロの視点から見ると、被害を受けたところの実態がどうなっているかというの、いろんな意味で必要かと思うのですけれども、それについてはまた別途調べられるということでしょうか。

○前原課長 おっしゃるとおり、平成24年からずっと続けていくわけです。そうしますと、この地帯は農林漁業の復興地帯でございますので、当然のことながら復興について、私も農林水産省を挙げて行っていくということになります。ただ、平成24年1月からの調査開始という時点で言いますと、復興が現時点でも増えているというところはあるかと思えますが、少なくとも平成23年8月というのをめどにして行う。ただし、その後の経営状況、復興地域が出てきた場合であって、当然、調査客体として、更にお願ひできるような部分。あるいはそこまではなくても復興の状況というのを、私どもとしても別途把握していかなければならないというふうに思っています。

○廣松部会長 そうすると、原則として、5年間固定という考え方で今まで来たわけですが、その点は少し変更の可能性はあるということですか。

○前原課長 考え方をええ得ることもあるかと思っています。どの程度の調査客体がこの地域に含まれているかというのが、まだ定かではございませんけれども、全体で約1万というところで、海沿いのところが中心でございますので、その復興地域がどの程度なのか。しかも一番最初に把握して到底無理だろうというのを、事務所の段階でフォローしながら、それから、調査客体として本来お願ひすべきというところであった場合には、タイミングをどうするかという問題はあると思いますが、調査対象地域の再設定を、するというのも考えないといけない。

復興地域全体の経営状況というのを把握するというのも重要だと思いますので、今回はそういうようなことを考えざるを得ないなというふうに思っています。

○本間専門委員 関連して、被災集落を特定というときに、やはり定義が必要ですよ。どの程度の被害を被災とするかという、そのところについては、どういうふうに考えた

らよろしいのでしょうか。

○前原課長 エリアを見たときに、どこどこの市町村というところは分かるわけですが、市町村単位で全部抜けますとかなりの客体がいわば母集団から抜けてしまうということで、便宜上除く客体を集落単位としたわけですが、どこまでが被災かというその部分をおっしゃっているのだらうと思いますが、取り急ぎ我々として一定の作業がありますので、これは御議論はあるかもしれませんが、被災集落がある程度分かりますので、その部分が一部でもかかっているならば、その集落は、調査客体の母集団からは外さざるを得ないだらうという意味で、例えば5割とか6割というような定義ではなく、これは一部でもかかっていると思ったら、その集落単位を除くという作業をせざるを得ないだらうと思っています。

○本間専門委員 災害をどういうふうに区別するかということなのですが、例えば1993年の不作のとき、あれも一種の天災といいますか、気象の問題があった。気象の異常と津波を全く別だと考えるのか。そういう考え方を整理する必要があるのかなという気がするのです。ですから、考え方として例えば二つあって、とにかく標本で客体となったところは、一応対象として全部把握して統計としてとると。おっしゃったような、被災集落を別にした統計というものもまた別に集計して考えるという、そういう二とおりの方法をとるおつもりはないのでしょうか。

○成瀬課長補佐 おっしゃるとおり、今回の設計で東日本大震災の部分の部分をどういうふうな形で、設計に生かすかというのは、実は迷っています。本間専門委員がおっしゃるように、一番簡単なのは何も変えずに配分してとりにいって、だめなやつはそれは落としてしまう。それで、その分はウエイトとしても落としてしまうというのも一つの方法で、それはそれできちんと実態をあらわしたものになると思います。

ただ、今回まず被災地をどうするかということについては、農業経営を継続できるかどうかということを観点に置いています。例えば土地を流出してしまった、液状化している。それから例の福島の原子力発電所の30キロ圏内で入れないというところ。ここはもう当面だめだらうということで除外しています。

ただ、最初からそれを例えば当てて、だめだからその分の農家数を落とすとなると、標本数が減ってしまい、イコール目標とした精度を確保できないということになってしまいます。それではいけないので、今回、耕地流出とか原発のところを中心に、プラス情報収集によって、ここはもうどうしようもないというところの部分の土地を外して、その土地に住所がある農林業センサスのデータの農家数を落として、そこで再配分する。そうすると、少なくとも標本数は落とすことなく精度は保てるということになります。

ただし、実際に選定するとき、その農家が農業経営を継続しているかどうかというのは、それだけでは分からないものですから、この下に書いてありますように、リストは全部のリストを送ります。全部のリストを送って、当たったところに行ってもらいます。それが農業経営を継続できていなければ、それを外して再度選ぶ。そういう手法をとっていこう

と思います。

ウエイトはどうするかということがあって、最初に決めた母集団は、結局配分するために作っただけなので、細かいところを言うと、流出したところに家があっても土地は残っていて農業の経済活動ができる農家もいるかもしれないので、あくまでも最初の母集団というのは、標本を配分するだけに使って、ウエイトとしてはその後の情報収集。結局平成24年から調査が始まるというのは、平成25年に結果を出しますから、それまでに情報収集をして正確な母集団の部分を修正しながらウエイトを決めていけば間に合うのではないかというふうに考えている次第です。

○廣松部会長 今回の御質問と関連して、実は4月22日の統計委員会の前に委員の懇談会がございました。その中で、一つ問題提起されたのは、被害が大変甚大な3県に関して、全くほかのものと同等に扱うのか。それとも今回の場合は、特別扱いとしてその3県を除いた44の都道府県で暫定的な形で、公表するのかということが、話題になりました。今回この農業経営統計に関しては、今のお考えでいくと、可能などころはなるべく取る。調査客体として取った上で、精度を確保した上で公表するという基本的な考え方ということによろしいですか。

○成瀬課長補佐 はい。

○廣松部会長 分かりました。ほかにいかがでしょうか。

特にこの東日本大震災の対応に関しては、先ほどから御説明がありますとおり、これから状況が動いていくことだろうと思いますので、それになるべく迅速に対応していただけるようお願いをしたいと思います。

それ以外、標本設計の変更に関していかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、標本設計の変更に関する基本的な考え方、それから東日本大震災に伴う設計変更に関しまして、部会として御了承いただいたということによろしいでしょうか。

(うなずきあり)

○廣松部会長 ありがとうございます。それでは、一つ大きな問題が終わりました。

では、時間が少し残っていますので、資料3-1の審査メモの順番に戻りまして、1(1)調査体系の変更のところでございます。具体的にはなたね、そば等の生産費調査の統合でございますが、これに関しまして議論を続けたいと思います。

先ほども申しましたとおり、具体的には農業経営統計調査とは別に実施されてきました「なたね、そば等生産費調査」を統合すること。もう一つの論点としては、営農類型別経営統計に関する調査のうち、任意組織経営体を対象とする調査については、集落営農の水田作に重点化すること。あるいは逆にいいますと、畑作に関しては中止するということでございます。

まず、第1点目のなたね、そば等の生産費調査の統合について、吉田調査官の方から御説明をお願いします。

○吉田調査官 それでは、審査メモの1ページを御覧ください。

今、部会長から、体系変更に係る論点の一つとして、なたね、そば等生産費調査を農業経営統計調査に統合すると。個別経営体に係る部分に限るということでございますけれども、その審査の結果ということでございます。

この「なたね、そば等生産費調査」につきましては、戸別所得補償制度の制度設計をするということで、そのために農業経営統計調査の対象となっていない、なたねやそばといった作物に関する生産費を把握するために、一般統計調査として実施されているというものでございます。この補償制度が、政府の最重要課題の一つであるということを考えますと、その政策的な重要性ということから、本来、農業経営統計調査の一部である生産費統計調査の中で対象を拡大した形で対応すべきというふうに考えられるわけですが、現状では、緊急にデータ把握が求められたということを受けまして、暫定的に一般統計調査として実施されているということでございます。

今回、統合するということでありまして、特に、個別経営体の部分だけなのですが、これにつきましては、その政策的な重要性ということが、農業経営統計調査の生産費調査と同じである、同列になるということで、調査の体系的整備の観点ということからも一体的な取扱いが必要という、本来のあり方に沿ったものであろうというふうに考えられます。

また、この調査につきましては、緊急に企画実施された調査であるということであるため、調査票が農業経営統計調査の日々の状況を記帳するという形ではなく、1年分をまとめて記帳させるという形になっております。報告者にとりましては、非常に負担が大きい。または正確性という観点から、やはりこれは改善の余地があったというふうに考えます。今回、農業経営統計調査に統合することによりまして、農業経営統計調査と同じ調査票で報告を求めるということができるようになるということで、精度、負担軽減という観点から適当であるというふうに判断いたしました。

なお、組織法人経営体の扱いにつきましては、今回は除外し、一般統計調査としては、中止をするという措置であります。これにつきましては、農林水産省の方から、今般、戸別所得補償制度の制度設計に当たって、組織に係るデータの利活用がなかったということでございます。一方、現在の「なたね、そば等生産費調査」につきましては、平成23年分の調査まで行うということになっております。したがって、今後緊急に組織経営体に係るデータの利活用が発生したとしても、既に把握しているデータがあるので支障がないという回答を頂きました。組織法人経営体に係る部分については統合しないで中止することは、適当であるというふうに判断いたしました。

○廣松部会長 ありがとうございます。この点に関しまして農林水産省の方から回答をお願いするとともに補足説明があれば、お願いいたします。

○前原課長 今、先ほど申しましたように「なたね、そば等生産費調査」につきましては、戸別所得補償制度の交付金算定にも重要だということで急遽やったわけでございます。またこれは情報ですが、こういう政策をすることによってなたねの作付面積が増えて

いるという実態もございます。したがって、こういったものについては、基幹統計として統合していただくということにできれば、ありがたいというふうに思っております。

○廣松部会長 ありがとうございます。確認ですが、最初に説明いただいた資料1-1の後ろに資料1-5という形で、現行と変更後の図が出ております。両者を比較していただいて、なたね、そば、二条大麦、六条大麦、それと、はだか麦が、新たに基幹統計調査に加わるということでございます。この点に関しましてよろしいでしょうか。

○小針専門委員 なたねだけではなくて、小麦とか大豆にも関連すると思うのですけれども、生産費調査の方で個別経営体のみを対象にして、組織法人経営体のところは調査としないという形になっていると思うのですけれども、実際に今、本州で転作でやっている場合というのは、集落営農を含めて、今まで集団的に取り組んでいたところで取り組んでいる方が多いという認識があります。その部分というのを調査の標本としてとらないということは、標本数でいうと個別経営体が多いと思うのですけれども、面積ベースでいうと、かなりそちらのシェアが大きいのではないかと。それが実際にデータをとってみると、個別経営体の方のデータで計算をしてもさほど大きくはないという御判断で、個別経営体だけだということであればいいと思うのですけれども、そのあたり任意の差がある場合は、組織法人経営体をとらないということが果していいのかどうかというところは、ちょっと疑問としてあるという見解があるのですけれども。

○前原課長 おっしゃっているのは、今回、なたねそばの生産費調査で、個別経営体の5品目を入れて、組織法人経営体の米、小麦、大豆の個人経営体を入れないのはおかしいのではないかと端的におっしゃっていると、そういうことでございますか。

○小針専門委員 生産費調査のことです。

○成瀬課長補佐 生産費調査につきましては、おっしゃったとおり、確かに麦とか大豆というのは、組織でやっている面積がかなり多いということで、最初の利活用で言いましたように、生産費調査というのは価格算定等に使っているものに特化させていただいています。例えばそういうものについては、営農類型の法人のところで見させていただくというのが我々の考え方でございます。営農類型では、任意組織経営体の水田作とか法人、その中で部門別の収支というのをやっけて、そこで分析なり利活用をしていただく。生産費調査というのはあくまでも価格算定等に直接的に使われるものだけを残してやっているということでございますので、今回の「農業者戸別所得補償制度」の中でも個別経営体をもとにした算定ということでございますので、法人の生産費調査というのは中止させていただくということでございます。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

これは最初に本間専門委員から御指摘のあった点かもしれませんが、もちろん、現在農家に対する戸別所得の補償という大変大きな政策的な課題があるわけですから、その基礎資料としてこの調査の結果を使うということは、十分ありうることだろうと思いますが、一方で、公共財というか、統計調査あるいは統計そのものの連続性という意味から、どう

整理をしていくかということも大変重要な論点であろうと思われま

す。少なくとも今回議論の対象になっていますこの5品目に関しては、既に一般統計調査として、調査がなされているということですので、それを平成24年以降の調査で基幹統計調査の中の項目として入れるということに関しては、そんなに強引な形ではなからうというふうに判断できるというふうに思います。この点、よろしいでしょうか。

それでは審査メモの調査体系の変更のうち、アの「なたね、そば等生産費調査」の統合に関しては、御了承いただいたということにしたいと思います。

もう一つ、調査対象範囲の変更という論点がございますが、ちょっと時間がかなり押しているようでございますので、本日はここまでにさせていただいて、調査対象範囲の変更等に関しては次回以降に御議論、御審議を頂きたいというふうに思います。

先ほどまでの議論の中で、一つ農林水産省さんの方に次回までに、資料の用意と追加説明をお願いしたいということで残ったのは、個別経営体と組織法人経営体との境に関して、現在は農林業センサスに基づいてそれを区別されているということでしたが、そこを農林業センサスの考え方も含めて御説明いただけるようお願いいたします。

一応、本日の議論、審議の中では以上だったと思います。ほかに全体を通して何か御発言ございますでしょうか。

○納口専門委員 1点だけ。先ほど小針専門委員からの御質問に対して、農林水産からお答えがあったわけですが、戸別所得補償のときに、生産費調査の部分のみを使うのであれば、やはりより効率の高いと思われる組織法人経営体のデータをとらないということの是非というのは、次回に残すべきではないかと思うのでございますが、いかがでございましょうか。

○廣松部会長 はい。分かりました。ではその点はいかがでしょう。

○成瀬課長補佐 戸別所得補償方式の中で、どの単価、どの生産費を使うかというのは、我々統計部の話ではなくて、政策部局の方でそれをもとに計算するというのでございます。我々は、必要とされるものの生産費を提供していくというのが、一番大きな目的になっています。

その部分の、例えば、おっしゃるように組織法人経営体の調査結果を戸別所得補償制度の単価設定に使う、使わないというのは我々の方で決めることではないものですから、そこはちょっとどうかなというふうに思っているのですけれども。

○本間専門委員 今の御質問は、そういうときのためにこそデータとして用意すべきではないのかという御意見だと思うのですけれども、ですから、ちょっと議論を少し続けた方がよろしいかなという気がします。

○廣松部会長 分かりました。では、今の5品目に関して今回の計画では、個別経営体のところに基幹統計の項目として追加するということですが、組織法人経営体に関してその扱いをどうするかということに関して、次回改めて御議論を頂くということにしたいと思います。

その点に関しましては事務局と農林水産省さんの方で調整の上、案を出していただければというふうに思います。

それでは、時間になりましたので、次回に関しまして、吉田調査官から御連絡をお願いします。

○吉田調査官 次回の部会は5月16日月曜日ですが、14時から本日と同じこの会場で開催いたします。次回は本日宿題とされました事項に関する整理を行った上で、本日、審議ができませんでした部分について審議をしていただきたいというふうに考えています。進捗によりましては、調査方法等の論点についても審議に入りたいと思っております。

また、次回の部会につきまして、必要な資料等がございましたら、準備の都合もございますので、できますれば、4月28日金曜日までにメール等適宜の方法によりまして御連絡いただければありがたいと思います。

それから、本日お配りしています資料ですけれども、もし皆様お持ち帰りいただくのが大変だということがございますれば席上に置いていただければ、私どもの方で保管させていただいて、また次回の部会の折に席上に置くというふうにさせていただきたいと思えます。ただし、お持ち帰りいただいた資料で次回審議に使用する部分につきましては、必ずお持ちいただくようにということをお願いしたいと思えます。私からは以上でございます。

○廣松部会長 確かに大量の資料で、持ち歩くのは重いという方はどうぞ机の上に置いてお帰りいただければと思います。

本日の部会の結果概要に関しましては5月20日に開催予定の統計委員会で報告をする予定でございます。

それでは、本日の部会はこれで終了いたします。御協力ありがとうございました。